

城町第2排水区工損調査業務委託（8-1） 特記仕様書

第1章	総則
第1節	適用 1 本特記仕様書は、 野田川排水区工損調査業務委託（8-1） に適用する。 2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。 ・用地調査等業務共通仕様書 令和8年2月 広島県 （以下「共通仕様書」という。） ・その他関連図書
第2節	管理技術者及び照査技術者 1 受注者は、管理技術者及び照査技術者を配置すること。 2 受注者は、工損調査等に従事する者（補助員を除く。）として、その業務に十分な知識と能力を有するもので当てなければならない。 3 業務分野別金額（当該委託業務の契約金額に当該委託業務を構成する業務分野の構成比率を乗じて得た額。以下同じ。）が500万円以上の業務分野の管理技術者が、他の業務分野の管理技術者を兼務しようとする場合（異動等による場合を含む。）の取扱は、当該業務と密接に関連する業務又はプロポーザル方式により発注した業務を兼務する場合を除き、原則として次のとおりとする。 (1) 業務分野別金額が3、500万円以上の業務分野の管理技術者は、専任で配置することとする。 (2) 業務分野別金額が500万円以上3、500万円未満の業務分野の管理技術者は、当該業務分野の外に5件以上の業務分野の管理技術者を兼務してはならない。 (3) 当該業務分野の管理技術者が技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士である場合は、上記(1)及び(2)にかかわらず、当該業務分野の外に10件以上又は業務分野別金額の総額が4億円を超える業務分野の管理技術者を兼務してはならない。 4 照査技術者（測量業務にあつては、管理技術者及び照査技術者）は、業務の照査にあたり、設計・測量チェックマニュアル（平成13年4月 広島県土木建築部技術管理総室技術指導室）により実施すること。
第3節	業務上の義務 1 自ら行わなければならない関係官公署への届出等の手続きは、迅速に処理しなければならない。 2 工損調査等で知り得た権利者側の事情及び成果品の内容は、他に漏らしてはならない。 3 工損調査等は権利者の財産に関するものであり、損害等の有無の立証及び費用負担額算定の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行うこと。 4 権利者から要望等があった場合には、十分その意向を把握した上で速やかに監督員に報告し、指示を受けなければならない。
第4節	再委託の申請（測量・建設コンサルタント等業務の発注における留意事項 による） 契約約款第6条第3項に基づき、第三者への再委託を申請する場合は、再委託業者に関する事項（業者名、所在地、登録番号、入札参加資格の有無）、再委託金額、再委託部分の業務内容、担当技術者、技術者の資格及び再委託する理由を添えて申請するものとする。
第2章	業務概要
第1節	業務の内容 当該設計業務は、野田川排水区工損調査業務委託（8-1）に伴う工損調査を行うものであり、次に示すとおりである。 1 建物等の住所及び地番並びに所有者の氏名及び住所 2 建物内部、外部、外構、建物基礎等の既存損傷箇所の調査 3 当該建物の四方向を水準測量、傾斜計で計測 4 上記1～3の業務において、必要に応じ、当該工作物の平面図、立面図を作成し、損傷箇所、状況等を記載する。
第2節	資料の貸与及び返却 本業務に必要な資料については、契約締結後、受注者に対し、貸与する。
第3章	その他
第1節	立ち入り及び立会 1 受注者は、工損調査等のために権利者が占有する土地、建物等に立ち入ろうとする時は、あらかじめ、当該土地、建物等の権利者の同意を得なければならない。 2 前項に規定する同意が得られたものにあつては、立ち入りの日時及び時間をあらかじめ調査員に報告するものとし、同意が得られないものにあつてはその理由を付して速やかに調査員に報告し、指示を受けるものとする。 3 受注者は、工損調査等を行うため土地・建物等の立ち入り調査を行う場合には、権利者の立ち会いを得なければならない。ただし、立ち会いを得ることが出来ない時は、あらかじめ、権利者の了解を得ることをもって足りるものとする。
第2節	作業員証の携帯 1 受注者は、発注者から工損調査等に従事する者の作業員証の交付を受け、業務に従事する者に携帯させるものとする。 2 工損調査等に従事する者は、権利者等から請求があったときは、前項より交付を受けた作業員証を提示しなければならない。 3 受注者は、業務が完了したときには、速やかに作業員証を発注者に返納しなければならない。
第3節	電子データによる納品 1 本業務の最終成果は、通常の成果品に加え、電子データで納品する。また、電子データは、電子媒体で1部提出する。 2 電子媒体は、原則としてIS09660フォーマット（レベル1）のCD-Rを使用する。 3 電子媒体提出の際には、ウィルス対策を実施したうえで提出する。 4 本業務が電子納品対象業務でない場合は、「電子納品運用ガイドライン【業務編】令和2年8月 広島県」は適用しない。

業務数量総括表

頁 1

費目・工種明細など	規格1・規格2	単 位	数量(前回)	数量(今回)	備考
用地調査業務費					
共通		式		1	レベル1
共通		式		1	レベル2
共通		式		1	レベル3
打合せ協議		式		1	レベル4
地盤変動影響調査等		式		1	レベル1
事前調査,事後調査及び算定		式		1	レベル2
事前調査,事後調査及び算定		式		1	レベル3
現地踏査		式		1	レベル4
事前調査		式		1	レベル4
** 直接人件費 **					
直接経費					
材料費等		式		1	レベル2
材料費等		式		1	レベル3
材料費等		式		1	レベル4
旅費交通費等		式		1	レベル2
旅費交通費等		式		1	レベル3

業務数量総括表

頁 2

費目・工種明細など	規格1・規格2	単 位	数量(前回)	数量(今回)	備考
旅費交通費等		式		1	レベル4
** 直接原価 **					
その他原価					
** 間接原価 **					
** 業務原価 **					
一般管理費等					
** 業務価格 **					
消費税等相当額					
** 用地調査業務費 **					
消費税相当額計					
業務費計					

－ 参 考 資 料 －

令和 8 年度

野田川排水区工損調査業務委託(8-1)

総括情報表

変更回数 適用単価地区 単価適用日	0 65 三原市(本郷) 00-08. 08. 01 (0)	《凡例》 Co …コンクリート As …アスファルト DT …ダンプトラック BH …バックホウ CC …クローラクレーン TC …トラッククレーン RTC…ラフテレーンクレーン	
諸経費体系	2 委託		
発注区分	41 建設コンサル	当世代	前世代
建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として，労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額，労務管理費，安全訓練等に要する費用等）が必要であり，本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。			

用地調査業務費 内訳表

頁0 -0002

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
用地調査業務費					XD000
共通	1	式			Y2E01 レベル1
共通	1	式			Y2E0101 レベル2
共通	1	式			Y2E010101 レベル3
打合せ協議	1	業務			Y2E01010101 レベル4
打合せ協議	1	業務			SF000177 00
地盤変動影響調査等	1	式			単第0 -0001 表 Y2E12 レベル1
事前調査, 事後調査及び算定	1	式			Y2E1201 レベル2
事前調査, 事後調査及び算定	1	式			Y2E120101 レベル3

用地調査業務費 内訳表

頁0 -0003

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
現地踏査	1	業務			Y2E12010101レベル4
現地踏査(地盤変動影響調査等)	1	業務			SF000135 00 単第0 -0002 表
事前調査	1	式			Y2E12010102レベル4
建物等の調査(事前調査) 非木造建物(用途区分)ハ 建物延べ面積600m2以上1,000m2未満	1	棟			SF150400010 00 単第0 -0003 表
工作物の調査(事前調査) 敷地面積100m2未満	2	箇所			SF000145 00 単第0 -0006 表
※※直接人件費※※					
直接経費					Z0001
材料費等	1	式			YZZ0101 レベル2
材料費等	1	式			YZZ010101 レベル3

用地調査業務費 内訳表

頁0 -0004

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
材料費等	1	式			YZZ01010101レベル4
材料費(用地)	1	式			S2Z0101XD 00
旅費交通費等	1	式			単第0 -0009 表 YZZ0102 レベル2
旅費交通費等	1	式			YZZ010201 レベル3
旅費交通費等	1	式			YZZ01020101レベル4
旅費交通費 (用地)	1	式			S2Z0102XD 00
****直接原価****	1	式			単第0 -0010 表
その他原価 計算情報…… 対象額……… 率……………					
****間接原価****					

用地調査業務費 内訳表

頁0 -0005

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
※※業務原価※※					
一般管理費等					
計算情報……					
対象額………					
率……………					
業務価格計					
消費税相当額計					
計算情報……					
対象額………					
率……………					
業務費計					

施工単価表

頁0 -0006

打合せ協議

SF000177

單第0 -0001 表

1

業務 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0007

現地踏査(地盤變動影響調査等)

SF000135

單第0 -0002 表

1

業務 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0008

建物等の調査(事前調査)

SF150400010

單第0 -0003 表

1棟当り

非木造建物(用途区分)ハ

建物延べ面積600m²以上1,000m²未満

[illegible]

施工単価表

頁0 -0009

調査

SF150400011

單第0 -0004 表

1

棟 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0010

図面等

SF150400011

單第0 -0005 表

1

棟 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0011

工作物の調査(事前調査)

SF000145

單第0 -0006 表

1 箇所 当り

敷地面積100m²未滿

[illegible]

施工単価表

頁0 -0012

調査

SF000147

單第0 -0007 表

1

箇所 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0013

図面等

SF000147

单第0 -0008 表

1

箇所 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0014

材料費(用地)

S2Z0101XD

單第0 -0009 表

1

式 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0015

旅費交通費 (用地)

S2Z0102XD

單第0 -0010 表

式 当り

[illegible]

	群・市・区	地 名	地 番	調査概要	区分	建物延べ面積（㎡）	敷地面積（㎡）	備考
1	三原市	本郷南七丁目	203-5	建物等	非木造物ハ	607.75		
2	三原市	本郷南七丁目	203-5	工作物		99		
3	三原市	本郷南七丁目	207	工作物		99		
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								

建物調査	非木造物ハ	600m2以上1000m3未満	1	
工作物	敷地面積100m2未満		2	
合計			3	

位置図

野田川排水区工損調査業務委託（8-1）
三原市本郷南七丁目

